

戸籍法改正について

弁護士 藤野 琢也



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

第1 はじめに

令和元年5月24日、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が成立し、同月31日公布されました。

戸籍法といっても普段耳にすることもなく、ご存じの方も少ないかもしれません。

しかし、本改正によって私たちの生活はより便利に改善されると考えられています。

その改正について、紙幅の限りご紹介できればと思います。

第2 改正の要点

改正の要点としては以下の5つとなります。

①行政手続きにおいて戸籍謄本の添付を省略し、マイナンバーで行う。②戸籍の届出において戸籍謄抄本の添付を省略する。③自らや父母等の戸籍をどこの市区町村でも取得可能にする。オンライン申請等により戸籍電子証明書の発行を可能にする。④法務大臣が保存する戸籍関係情報等の保護のための法整備を行う。⑤その他の改正。

そして、①～④については公布から5年以内の運用開始を想定しています。⑤については一部令和元年6月20日に施行されており、その他も公布より1年以内に施行されることとなっております。

第3 改正の内容

次に改正により何が変更されるかについてお話しします。

(1) ①について

①は行政機関等に届出を行う際(社会保障手続等)に、各行政庁から法務省の所管するネットワークサービスに対し、情報照会を可能にすることで、各種手続に必要な戸籍添付を省略しようとするものです。

これにより、これまで各市町村で戸籍を取得してから手続きをしていた手間が省略されることが期待されます。

(2) ②③について

②③については、法務省において確立される新システムにおいて、各市町村がすべての戸籍情報を閲覧可能になることにより生じる新しい取り扱いです。

戸籍関係の届出を行う際に、従来の戸籍の添付が省略可能になるほか、戸籍を取得する際、今までは本籍地や除籍地に行く必要がありましたが、最寄りの市町村役場において取得が可能になります。

また、戸籍電子証明書の発行が可能になります。戸籍電子証明書とは、市民がオンライン等の方法で請求し、市町村等においてパスワードを発行され、そのパスワードを行政機関に提出することで戸籍情報を行政機関が参照することができるというものです。行政機関は専用の端末で法務大臣が管理するサーバーにアクセスし、パスワ

ードを入力すると電子戸籍証明書をダウンロードすることができるようになります。

これらの改正により、日本国内においてどこでも戸籍を入手できるほか、戸籍を必要とする届出の手間が大幅に省略されることが期待されます。

(3) ④について

④は改正による新ネットワーク構築や権限拡大に付随して生じる情報漏洩の危険に対する保護措置や罰則等の設定です。

システムとして設けるべき情報漏洩に対する対策や取扱機関の送受信の方法について、ネットワーク構築の関係者に対する秘密保持義務、戸籍事務従事者の不正提供に対する罰則等が新たに設けられることとなります。

(4) ⑤について

⑤については3点の改正点がありますので順に説明いたします。

1点目は、戸籍の届出において、市町村長および管轄法務局長等は届出の審査に必要な範囲で届出人に対し質問すること、または必要書類の提出を求めることができると明文で規定されることとなりました。かつての書面審査にとどまらず、実質的な事実確認も可能となり、更に正確な戸籍事務の運用が期待されます。

2点目は、誤った戸籍の記載を市区町村長が訂正するための手続について、家庭裁判所又は管轄法務局長等の許可を得て行う場合、市区町村長の職権により行う場合の別を明確化するといふものです。従来は、この規定が明確化されていませんでしたが、改正により、迅速かつ一律な訂正に関する戸籍事務の運用が期待されます。

3点目は、任意後見契約(本人の判断能力が不十分となった場合に財産管理等を行うことをあらかじめ委任しておく契約)の受任者(親族や弁護士等がなることが多い)が、任意後見の開始前であっても、死亡の届出を可能にするというものです。従来は、身寄りのない方が死亡した場合、任意後見契約受任者であっても死亡届を出すことができず、困惑するといった事案がありましたが、本改正により受任者も死亡届を出せるようになりました。

第4 最後に

戸籍法改正についてご説明させていただきましたが、そのほとんどが行政機関に向けられた法律であり、我々一般市民には関係のないような条文ばかりです。

しかし、上述させていただいたように、改正に基づいた新ネットワークの構築が完成した暁には、すべての方にとって意味のある改正になると思います。

【参考文献】

戸籍時報 2019年特別増刊号(vol.788)
「戸籍法一部改正の概要 新谷雄彦」
法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html